

株主各位

(証券コード 7211)
平成29年6月7日

東京都港区芝五丁目33番8号

三菱自動車工業株式会社

取締役会長 カルロス ゴーン

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使のご案内」（3、4ページ）に記載のとおり、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時45分までに到着するように議決権行使書をご送付いただくか、同日時までに議決権行使サイトにご入力いただくことにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1 日 時	平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール <u>（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）</u>
3 目的事項	報告事項 1. 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件
4 議決権行使のご案内	3、4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

<お願い>

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として権利行使を委任のうえ、代理権を証明する書面をご提出ください。

<お知らせ>

◎株主総会参考書類の記載事項、事業報告、連結計算書類及び計算書類に、修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/event/meeting.html>)

◎以下の書類につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/event/meeting.html>)

<インターネット中継>

◎株主総会の模様はインターネットでライブ中継いたします。以下の当社ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。

(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/streaming/>)

公開日時：平成29年6月23日（金曜日）午前10時から

※ライブ中継は、株主様からの質疑応答の直前までとなります。

※ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

※会場後方からの撮影といたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

<インターネット中継終了後のご視聴について>

◎株主総会の模様を録画映像にてご覧いただけます。以下の当社ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。

(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/streaming/>)

公開期間：平成29年6月23日（金曜日）から約1か月

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 平成29年6月23日(金曜日) 午前10時

場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 平成29年6月22日(木曜日) 午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年6月22日(木曜日) 午後5時45分まで

インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがい、当該サイトをご利用ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)



議決権行使サイト

②インターネットのご利用環境、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

③議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) のご不明な点は、以下ヘルプデスクにお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

②株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。

同一の議案につき、重複して議決権を行使した場合の取扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効とします。

(2) 上記(1)の場合を除き、重複して議決権を行使した場合は、最後に行われた議決権行使を有効とします。

<機関投資家の皆様へ>

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9：00～21：00

株主総会質疑応答についてのご案内

株主総会の質疑応答につきまして、従来の質疑応答を次のとおり変更させていただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

当日ご質問される場合

- ・ご質問を希望される方は、当日、受付にてお渡りする出席票のご質問整理券部分を切り取りのうえ、午前10時までに会場入口の質問抽選箱へご投函ください。
- ・ご質問の順番は、ご質問整理券をご投函いただいた方の中から抽選によって決めさせていただきます。なお、議場における挙手によるご質問の受付はいたしませんので、予めご了承ください。
- ・十分な審議を尽くした場合には、ご質問整理券をご投函いただいた場合であっても質疑を打ち切らせていただく場合がございます。

事前質問の受け付け

- ・当社にご質問になりたい事項につきましては、当日お受けするご質問とは別に、事前質問書又はインターネットで事前にお受けいたします。
- ・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

[1] 「事前質問書」にてご質問いただく場合（郵送）

同封の事前質問書に必要な事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

提出期限 平成29年6月20日（火曜日）午後5時到着分まで

[2] インターネットにてご質問いただく場合（パソコン/スマートフォン）

以下のURLもしくはQRコードから専用サイトにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

事前質問サイトURL <https://www.net-research.jp/828312/>



事前質問サイト

受付期限 平成29年6月20日（火曜日）午後5時まで

【第48回定時株主総会】 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして考えております。自動車業界におきましては、技術革新や環境対応の一層の推進など、企業が持続的成長を果たすための資金需要が大きいことから、キャッシュ・フローと業績を総合的に考慮した上で、株主の皆様への成果配分を安定的に維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、通期業績の状況等を総合的に勘案した結果、直近の配当予想どおり、1株当たり5円の配当とさせていただきます。これにより、中間配当5円を含めました当期の配当は、1株当たり10円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金5円
配当総額 7,450,301,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月26日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

- (1) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し職務責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、執行役員制度を導入しておりますが、その位置づけ及び選任方法を明確にするために、変更案第27条第1項の規定を新設するものであります。また、ガバナンス及び経営体制の機動的な構築を行えるよう執行役員から社長を選任できるようにするため、変更案第27条第2項の規定を新設するものであります。さらに、取締役会議長としての会長の地位を明確にするため、取締役から会長を選任することを明確にし、その他の役付取締役に関する規定を削除するものであります（変更案第20条第3項）。また、上記新設及び変更に応じた所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営意思決定の迅速化及び効率化と監査を通じたガバナンスの強化のバランスを勘案した上で、柔軟に経営体制の構築を行えるように、現行定款第18条（取締役の定員）及び第29条（監査役の定員）の取締役及び監査役の定員の上限に関する規定を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所となります。）

現行定款	変更案
第1条～第10条（条文省略）	第1条～第10条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条（条文省略）	第11条（現行どおり）
（招集権者及び議長）	（招集権者及び議長）
第12条	第12条
（1）株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、 <u>取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が招集する。</u>	（1）株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、 <u>取締役会長が招集する。</u>

現行定款

- (2) 株主総会においては、取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。
- (3) (条文省略)

第13条～16条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

第17条 (条文省略)

(取締役の定員)

第18条 本会社の取締役は15名以内とする。

第19条～第20条 (条文省略)

(代表取締役、役付取締役)

第21条

- (1) (条文省略)
- (2) (条文省略)
- (3) 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条

- (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の取締役がこれに代わる。

変更案

- (2) 株主総会においては、取締役会長又はあらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。
- (3) (現行どおり)

第13条～16条 (現行どおり)

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

第17条 (現行どおり)

(削除)

第18条～第19条 (現行どおり)

(代表取締役、取締役会長)

第20条

- (1) (現行どおり)
- (2) (現行どおり)
- (3) 取締役会はその決議によって、取締役会長を選定する。

(取締役会の招集)

第21条

- (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは他の取締役がこれに代わる。

現行定款
(2) (条文省略)
第23条～第27条 (条文省略)
(新設)
第5章 監査役及び監査役会 第28条 (条文省略)
<u>(監査役の定員)</u>
第29条 本会社の監査役は5名以内とする。
第30条～第45条 (条文省略)

変更案
(2) (現行どおり)
第22条～第26条 (現行どおり)
<u>(執行役員)</u>
第27条
<u>(1) 取締役会はその決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u>
<u>(2) 取締役会はその決議によって、執行役員の中から社長及び最高経営責任者（CEO）その他の役付執行役員を定めることができる。</u>
第5章 監査役及び監査役会 第28条 (現行どおり)
(削除)
第29条～第44条 (現行どおり)

第3号議案

取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、これに伴い取締役11名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
1	 <p>カルロス ゴーン (昭和29年3月9日生)</p> <p>再任</p>	<p>平成 8年10月 ルノー入社 平成 8年12月 同社上席副社長 平成11年 6月 日産自動車株式会社 取締役、最高執行責任者 平成12年 6月 同社取締役社長、最高執行責任者 平成13年 6月 同社取締役社長、最高経営責任者 平成15年 6月 同社取締役共同会長兼社長、最高経営責任者 平成17年 4月 ルノー取締役社長兼最高経営責任者 ルノー・日産会社取締役会長兼社長（現在に至る） 平成20年 6月 日産自動車株式会社 取締役会長兼社長、最高経営責任者 平成21年 5月 ルノー取締役会長兼社長兼最高経営責任者（現在に至る） 平成28年12月 当社取締役会長（現在に至る） 平成29年 4月 日産自動車株式会社取締役会長（現在に至る）</p> <p><重要な兼職状況> 日産自動車株式会社 取締役会長 ルノー取締役会長兼社長兼最高経営責任者 ルノー・日産会社取締役会長兼社長</p>	437株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
2	 <p>益子 修 (昭和24年2月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和47年 4月 三菱商事株式会社入社 平成15年 4月 同社執行役員、自動車事業本部長 平成16年 6月 当社常務取締役 海外事業統括部門担当 平成17年 1月 当社取締役社長 企業倫理担当役員 平成19年10月 当社取締役社長 平成26年 6月 当社取締役会長 兼 CEO 平成28年 6月 当社取締役会長 兼 取締役社長 CEO 平成28年12月 当社取締役社長 CEO（現在に至る）</p>	19,048株
<p>【選任理由】 長年にわたり当社経営を担ってきた実績があり、また、経営全般における豊富な識見や業務経験を有していることから、当社重要事項の決定及び経営執行に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
3	 <p>やま した みつ ひこ 山下 光彦 (昭和28年4月17日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>昭和54年4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>平成16年4月 同社常務(執行役員) 研究・開発担当</p> <p>平成17年4月 同社副社長(執行役員) 研究・開発担当</p> <p>平成17年6月 同社取締役、副社長(執行役員)</p> <p>平成26年4月 同社取締役</p> <p>平成27年6月 同社取締役退任</p> <p>平成27年7月 同社取締役会技術顧問</p> <p>平成28年6月 当社取締役 副社長執行役員(開発、品質担当)</p> <p>平成29年1月 当社取締役 副社長執行役員(開発、品質担当) CPLO (現在に至る)</p>	1,582株
<p>【選任理由】 自動車の開発業務における豊富な経験と企業経営の実績を有しており、当社の開発部門の責任者として同部門の改革推進、経営執行の管理・監督に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
4	 <p>し ら し こ う ぞ う 白地 浩三 (昭和29年4月22日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>昭和52年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成21年4月 同社執行役員、自動車事業本部長</p> <p>平成25年4月 同社常務執行役員、機械グループCEO</p> <p>平成28年4月 当社常務執行役員 社長補佐</p> <p>平成28年6月 当社取締役 副社長執行役員(海外事業、グローバル・アフターセールス担当)</p> <p>平成29年1月 当社取締役 副社長執行役員(海外事業、グローバルアフターセールス担当) CPO (現在に至る)</p>	2,125株
<p>【選任理由】 グローバルな取引を展開する総合商社において長年にわたり自動車事業に携わってきた実績と豊富な経験、グローバルな事業経営に関する識見を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
5	 <p>いけや こうじ 池谷 光司 (昭和32年9月27日生)</p> <p>再任</p>	昭和56年4月 株式会社三菱銀行入行 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 執行役員 企業審査部長 平成23年5月 同行常務執行役員 大阪営業本部長 平成24年5月 同行常務執行役員 企業審査部・融資部・審査部・CIB審査部 担当 平成26年5月 同行常務執行役員 営業第一本部長 平成27年5月 同行専務執行役員 営業第一本部長 平成28年6月 当社取締役 副社長執行役員(財務、経理担当) CFO(現在に至る)	1,582株
<p>【選任理由】 金融機関において要職を歴任した実績と豊富な業務経験、財務及び会計に関する豊富な識見を、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
6	 <p>さかもと はるみ 坂本 春生 (昭和13年4月10日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	昭和37年4月 通商産業省入省 昭和59年7月 同省大臣官房企画室長 昭和61年6月 札幌通商産業局長 昭和62年8月 株式会社第一勧業銀行顧問 平成2年5月 株式会社西友常務取締役 平成5年5月 同社代表取締役専務 平成9年5月 同社代表取締役副社長 平成9年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成9年9月 同社代表取締役副社長 平成12年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会常任理事事務 総長 平成15年10月 同協会副会長 平成18年6月 財団法人流通システム開発センター会長 平成22年6月 社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会 会長 平成24年1月 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 会長 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) <重要な兼職状況> テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役	5,253株
<p>【選任理由】 行政官や企業経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
7	 <p>みやがし しゅんいち 宮永 俊一 (昭和23年4月27日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和47年4月 三菱重工業株式会社入社 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員 平成23年4月 同社取締役、副社長執行役員 平成25年4月 同社取締役社長 平成26年4月 同社取締役社長、CEO（現在に至る） 平成26年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p><重要な兼職状況> 三菱重工業株式会社取締役社長、CEO</p>	4,165株
<p>【選任理由】 世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
8	 <p>こばやし けん 小林 健 (昭和24年2月14日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和46年7月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社執行役員 シンガポール支店長 平成16年6月 同社執行役員 プラントプロジェクト本部長 平成18年4月 同社執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業本部長 平成19年4月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成19年6月 同社取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成20年6月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成22年4月 同社副社長執行役員 社長補佐 平成22年6月 同社取締役 社長 平成28年4月 同社取締役会長（現在に至る） 平成28年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p><重要な兼職状況> 三菱商事株式会社取締役会長 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 三菱重工業株式会社社外取締役</p>	437株
<p>【選任理由】 グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に関する高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
9	 <p>伊佐山 建志 (昭和18年3月8日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和42年 4月 通商産業省入省</p> <p>平成 8年 8月 同省貿易局長</p> <p>平成 9年 7月 同省通商政策局長</p> <p>平成10年 6月 特許庁長官</p> <p>平成13年 9月 日産自動車株式会社副会長</p> <p>平成19年10月 カーライルグループジャパン 会長</p> <p>平成21年 5月 ルノー社外取締役</p> <p>平成25年 4月 同社社外取締役退任</p> <p>平成28年12月 当社取締役 (現在に至る)</p>	437株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
10	 <p>川口 均 (昭和28年8月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和51年 4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>平成17年 4月 同社専務執行役員 人事、ダイバーシティディベロップメントオフィス 担当</p> <p>平成21年 4月 同社専務執行役員 渉外、知的資産管理 担当</p> <p>平成28年 4月 同社専務執行役員、CSO (チーフサステナビリティ オフィサー) グローバル渉外、日本広報 コーポレートサービス 統括部、CSR 担当 (現在に至る)</p> <p>平成28年12月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職状況> 日産自動車株式会社専務執行役員、CSO (チーフサステナビリティ オフィサー)</p>	437株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
11	 <p>かるべ ひろし 軽部 博 (昭和31年4月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和55年 4月 日産自動車株式会社入社 平成22年 4月 同社常務執行役員 グローバルコントローラー、経理部、グローバル資産管理部 担当 (現在に至る) 平成28年12月 当社取締役 (現在に至る) <重要な兼職状況> 日産自動車株式会社 常務執行役員</p>	437株

【選任理由】

自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。

- (注) 1. カルロスゴーン氏は、ルノーの取締役会長兼社長兼最高経営責任者及び日産自動車株式会社の取締役会長を兼務しております。当社は日産自動車株式会社との間に、資本提携を含む自動車事業全般にわたる提携契約を締結しております。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本春生氏、宮永俊一氏、小林健氏、伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坂本春生氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 宮永俊一氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 小林健氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6か月であります。
7. 当社と坂本春生氏、宮永俊一氏、小林健氏、伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、坂本春生氏及び伊佐山建志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 坂本春生氏、宮永俊一氏、小林健氏、伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏が選任された平成28年12月14日開催の臨時株主総会以降、当社は、平成29年1月に、燃費試験における不正行為があった当社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、消費者庁から措置命令及び課徴金納付命令を受けました。各氏は、この事実を事前には認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っております。当該指摘を受けた後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
10. 小林健氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社の取締役であり、また過去5年間に同社の取締役でした。

以上

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループの当事業年度の連結業績は、以下のとおりであります。

販売台数（小売）は、前事業年度に比べ122千台（12%）減少し、926千台となりました。地域別には、日本では、年度後半に回復してきたものの、燃費試験における不正行為の影響による年度前半の落ち込みが大きく、前事業年度に比べ22千台（22%）減少し、80千台となりました。北米では、「アウトランダー」の販売が堅調に推移したことにより、前事業年度に比べ3千台（2%）増加し、138千台となりました。欧州では、経済情勢の厳しいロシアでの落ち込みが続いていることに加え、オランダ等で税制恩典変更の影響から「アウトランダーPHEV」の販売が大きく減ったことなどにより、全体で前事業年度に比べ27千台（13%）減少し、179千台となりました。アジアでは、現地生産化した「アウトランダー」の販売が好調に推移した中国で前事業年度を上回りましたが、アセアンも含めたアジア全体では前事業年度に比べ7千台（2%）減少し、315千台となりました。その他地域では、資源安の影響が続く中東・中南米での販売が落ち込み、前事業年度に比べ69千台（24%）減少し、214千台となりました。

連結売上高は、前事業年度に比べ3,612億円（16%）減少し、1兆9,066億円となりました。連結営業利益は、販売台数減少の影響に為替の悪化や市場措置費用の増加も加わり、前事業年度に比べ1,333億円（96%）減少しましたが、コスト低減努力により51億円の黒字を確保しました。連結経常利益は、前事業年度に比べ1,321億円（94%）減少し、89億円となりました。連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）は、主に燃費試験関連損失として1,655億円を特別損失に計上したことなどから、前事業年度に比べ2,711億円減少し、1,985億円の赤字となりました。

当社グループが当事業年度において実施した主な施策は次のとおりであります。

<概況>

当事業年度は、当社製車両の燃費試験において不正行為があったことが判明し、その原因調査を行って信頼回復に向けた取組みを始めるとともに、日産自動車との資本業務提携を実現し、同社とルノーとの間のアライアンスに加わることで競争力の確保に踏み出した1年となりました。

まず、当社製車両の燃費試験における不正行為については、当社からの報告に対して、国土交通省から平成28年4月20日に全容調査指示を受け、同6月21日に軽自動車4車種の燃費値の修正届出及び再発防止策の実施指示、同8月30日に現行販売自動車8車種の燃費値の修正届出指示、同9月15日に再発防止策の見直し及び実施指示を受けました。

当社は、これらの指示に従い、調査を実施し、対象車両の燃費値を修正して国土交通省に届け出るとともに、後述の再発防止策を策定し実施しました。また、燃費性能の表示に関して、平成29年1月27日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令及び課徴金納付命令を受け、これにも適切に対応しております。あわせて対象車両のお客様に対して、燃費値の変更に係る燃料代の差額や税金増加分等に係る損害賠償を行いました。

当社は、この問題への取組みを最優先課題と位置付け、不正行為判明後直ちに外部有識者による特別調査委員会を設置し、客観的かつ徹底した事実関係の調査を行いました。前述した再発防止策は、特別調査委員会から示された指針も踏まえて策定したものであり、その内容は、開発プロセスの見直し、技術者向け法規教育の制度化、開発部門の組織改正及び走行抵抗測定データ処理の自動化等、31項目に及びました。当社は平成29年4月1日までに全ての施策を実施しております。今後は、実施した施策の効果確認を継続して行い、必要に応じて追加対策を講じ、対策の実効性を上げていくことにより社内改革を継続し、信頼の回復に努める所存です。

つぎに、日産自動車との資本業務提携については、平成28年10月20日に日産自動車からの出資払込を受け、正式にルノー・日産自動車とのアライアンスを実現しました。本提携は、コスト削減、投資の最適化、技術の共有を享受することにより、当社の競争力を確保し更なる発展を目指すものです。これにより、グローバル化する自動車産業における研究開発の高度化、長期化、開発競争の激化といった経営環境の変化への対応が可能となります。本提携の一環として、既に共同購買、生産拠点の共用、共通車両プラットフォーム開発、新技術の開発分担、販売金融やアフターセールスのサービス、成熟・新興市場でのプレゼンス拡大の6つのシナジー領域を設定し、具体的検討・取組みを開始しております。例えば、タイでは既に車両共同輸送を開始しており、また、購買活動においても30億円に上るコスト低減を達成しました。引き続き、各シナジー領域での検討を加速し、またアセアン地域でのプレゼンス拡大やプラグインハイブリッド技術分野等でアライアンスに貢献していきます。

さらに、当社の強みであるアセアンにおける競争力を維持し、アジアのプレゼンスを強化するための施策も重点的に行っております。平成28年10月には、中国で「アウトランダー」の現地生産を開始しました。これにより、コスト競争力を強化し、当社の戦略モデルとして販売拡大に弾みをつけていきます。また、平成29年2月には、当社フィリピン工場で「ミラージュG4」の現地生産を開始しました。さらに、インドネシアで新工場の操業を平成29年4月より開始し、当社主力車種である「パジェロスポーツ」の生産を始めました。これにより、当社のアセアンの生産能力が60万台を超え、グローバルの生産能力の40%以上を占めることになりました。

また、当社の事業の強化に加え、新商品による成長戦略が欠かせません。当社は前事業年度に国内において更なる走行性能を追求する「アウトランダーPHEV」を刷新しましたが、引き続きグローバルでプラグインハイブリッドのナンバー1の地位を強化していきます。平成28年3月

には、ジュネーブモーターショーで当社のSUVブランドとしての商品戦略を担う「エクリップス・クロス」を世界初披露し、スタイリッシュなクーペフォルムに高い評価が寄せられました。「エクリップス・クロス」は平成29年10月に生産を開始し、欧州から順次販売の予定です。地域戦略に目を向けると、インドネシアでは「パジェロスポーツ」に続いて、小型MPVの生産を平成29年9月から予定しています。高い品質でアセアン地域を中心とした戦略車種としての役割を果たしていきます。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社グループの設備投資については、主に新商品・新技術の開発設備及び生産設備等への投資を実施した結果、投資総額は581億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年10月20日を払込期日とする日産自動車に対する第三者割当増資により、506,620,577株の新株式を発行し、総額2,374億円の資金調達を行いました（発行価格1株につき468.52円）。新株式発行による調達資金は、戦略商品研究開発強化、研究開発設備最新化及びITシステムの刷新に係る費用に充当する予定です。また、当社製車両の燃費試験における不正行為に伴う費用を含む当事業年度の必要資金については、手元資金等によってまかなわれ、当事業年度末の借入金の残高は156億円となっております。

(4) 対処すべき課題

① 信頼回復への取組み

過去の品質問題に加え、燃費試験における不正行為を行ったことを重く受け止め、内部統制・ガバナンスの抜本的改革・強化に着手しました。

まず、コミュニケーションの円滑化や意思決定の迅速化を図るため、旧来のピラミッド型組織を機能軸で再編し、組織のフラット化と階層の簡素化を実施しました。また、意思決定の効率化と責任の明確化を目的に、取締役会の権限委譲先を経営会議からCEOに変更し、経営会議をCEOの諮問機関に位置付け、また各階層に対する詳細な権限委譲規定を制定しました。さらに、コンプライアンスとオペレーションのリスクを管理し、ガバナンス向上策について定期的に取り締役会へ報告を行うグローバルリスクコントロール担当役員を任命しました。法令に基づく内部統制の対応を各々強化・効率化するべく、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制はCFO直下のJ-SOX推進会議にて対応し、会社法に基づく内部統制はCEOを委員長とする新たな体制の内部統制委員会にて推進する体制としました。

また、平成28年7月1日付で設置した事業構造改革室にて、開発プロセスの見直し等、前述の31項目の再発防止策を着実に実施しています。また、不正行為が判明した開発部門を中心に社内の組織・仕組み・文化・技術の改革を柱に据えた抜本的な構造改革「Performance Revolution (PRev)活動」を推進しており、この活動を開発部門以外に広げてまいります。

今後もコンプライアンスを最優先に考え、一層のガバナンス強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実により、お客様や社会からの早期の信頼回復に不断の努力を続けてまいります。

② V字回復に向けて

平成29年度はV字回復を目指し、次期中期経営計画の初年度を迎える、当社にとっては正念場となります。会社の成長を遂げるためには大きく2つの経営課題があります。

まずは、売上高の増大です。成長は、会社に必要な推進力であり、事業の効率化とともに継続的に取り組んでいきます。適切な価格設定とグレード構成による販売や、マーケティング戦略強化によるブランド向上、明快な評価基準による分析を基にした販売会社の業績強化が求められています。また、新型車の立ち上がり品質を開発及び生産の両面で担保することも重要です。これらを当事業年度に構築したトップマネジメントによる徹底した月次損益の管理により、利益の出せる損益体質への改善を進めてまいります。

最後に、日産自動車とともに、コストの節減と設備や開発等に関わるリソースの共用を中心として、短・中期的なシナジー効果の創出を加速化していきます。当社は、ルノー・日産自動車とともに年間販売台数1,000万台規模を有する世界第3位のアライアンスに加わることで、大きなシナジー効果の享受の可能性を手に入れました。これまで、当社では選択と集中を推進してきましたが、限られたリソースの中で、自力で他社と競っていきける分野に投資をしてきました。今後はアライアンスの力により、製品開発、購買、技術、生産、市場拡大及びサービス等の分野における機会の拡大が可能となります。自動運転やコネクテッドカー、更なる電動化といった新技術の資産を活用し、より魅力的な商品や技術をお客様に提供していくことが当社にとって最大限にポテンシャルを発揮するチャンスとなります。

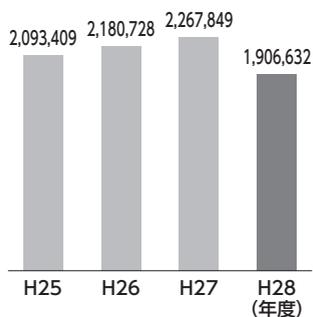
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

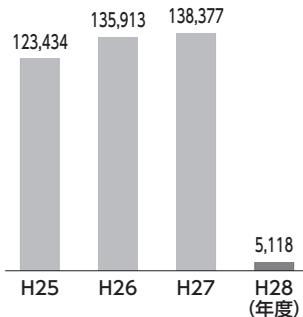
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
売上高(百万円)	2,093,409	2,180,728	2,267,849	1,906,632
営業利益(百万円)	123,434	135,913	138,377	5,118
経常利益(百万円)	129,472	151,616	141,027	8,944
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	104,664	118,170	72,575	△198,524
1株当たりの当期純利益(円)	156.60	120.16	73.80	△164.11
純資産(百万円)	550,009	670,766	685,337	703,463
1株当たりの純資産(円)	549.63	669.74	682.45	463.37
総資産(百万円)	1,543,890	1,582,802	1,433,725	1,484,413

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は各事業年度中の平均発行済株式数から平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 1株当たりの純資産は各事業年度末の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
3. 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成25年度の期首に当該併合が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益及び1株当たりの純資産を算出しております。

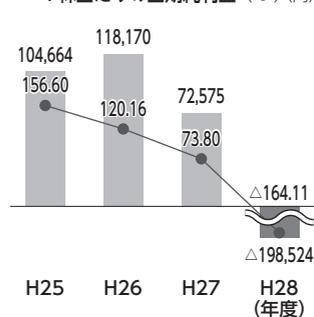
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
● 1株当たりの当期純利益 (円)



(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
北海道三菱自動車販売株式会社	北海道	100百万円	100.00%	自動車の販売
東日本三菱自動車販売株式会社	福島県	100百万円	100.00	自動車の販売
関東三菱自動車販売株式会社	東京都	100百万円	100.00	自動車の販売
中部三菱自動車販売株式会社	愛知県	100百万円	100.00	自動車の販売
西日本三菱自動車販売株式会社	大阪府	100百万円	100.00	自動車の販売
三菱自動車ロジテクノ株式会社	神奈川県	436百万円	83.24	自動車の輸送・整備 自動車部品の販売
パジェロ製造株式会社	岐阜県	610百万円	100.00	自動車の製造
水菱プラスチック株式会社	岡山県	100百万円	100.00	自動車部品の製造
三菱自動車エンジニアリング株式会社	愛知県	350百万円	100.00	自動車の開発
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	米国	398百万米ドル	100.00	自動車の販売
ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・パイ	オランダ	107百万ユーロ	100.00	自動車部品の販売
ミツビシ・モーターズ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド	タイ	7,000百万バーツ	100.00	自動車の製造・販売
ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	1,789百万豪ドル	100.00	自動車の販売
ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン	1,640百万フィリピンペソ	51.00	自動車の製造・販売

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、自動車及びその部品の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な商品は次のとおりであります。

(i) SUV・ピックアップ

「RVR/アウトランダースポーツ/ASX」、「アウトランダー」、「アウトランダーPHEV」、「トライトン/L200/L200スポーテロ/ストラダ」※、「パジェロ/モンテロ」、「パジェロスポーツ/モンテロスポーツ」※

(ii) 乗用車・ミニバン

「アトラージュ/ミラーージュG4」※、「ランサー」※、「ランサースポーツバック」※、「デリカD：2」、「デリカD：3」、「デリカD：5」、「デリカバン」、「ミラーージュ/スペーススター」、「ランサーカーゴ」

(iii) 軽自動車

「i-MiEV」、「eKスペース」、「eKワゴン」、「タウンボックス」、「ミニキャブトラック」、「ミニキャブバン」、「ミニキャブミーブ」、「ミニキャブミーブトラック」

(注) 1. 「」内の名称は、全て同一車種の名称となります。また、下線のついた名称は、海外のみで使用されている名称です。

2. ※印のついた車種は、海外専用車種であります。

(8) 主要な営業所及び工場等 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都 港区
技術センター	愛知県 岡崎市
EV技術センター	愛知県 岡崎市
京都研究所	京都府 京都市
十勝研究所	北海道 河東郡
岡崎製作所	愛知県 岡崎市
水島製作所	岡山県 倉敷市
パワートレイン製作所 京都工場 滋賀工場	京都府 京都市 滋賀県 湖南市

- (注) 1. 名古屋製作所は、平成28年10月1日をもって岡崎製作所へ改称しております。
2. パワートレイン製作所は、平成29年4月1日をもって京都製作所へ改称しております。

② 子会社

「■(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

使用人数 29,604名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、非連結子会社の使用人は含めておりません。
2. 使用人数には、臨時従業員(嘱託、パートタイマー、期間社員、派遣社員等)3,892名を含めておりません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

当事業年度末時点において、必要資金に占める借入金の割合が少ないことから、個別の記載を省略しております。

なお、当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とした借入極度額60,000百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末における当該契約に係る借入実行残高はありません。

(コミットメントライン契約の状況)

銀行名	借入極度額
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,000百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,000
株式会社日本政策投資銀行	5,200
株式会社みずほ銀行	5,000
株式会社三井住友銀行	5,000
その他(15行)	14,800
合計	60,000

加えて、タイの生産・販売子会社であるミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッドについてもタイ地場銀行5行との間で総額120億バーツのコミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末における当該契約に係る借入実行残高はありません。

(コミットメントライン契約の状況)

銀行名	借入極度額
バンコック・バンク・パブリック・カンパニー・リミテッド	36.0億バーツ
バンク・オブ・アユタヤ・パブリック・カンパニー・リミテッド	36.0
その他(3行)	48.0
合計	120.0

2 当社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,575,000,000株

(2) 発行済株式総数 1,490,282,496株

(注) 平成28年10月20日を払込期日とする日産自動車株式会社に対する第三者割当増資により、発行済株式総数が506,620,577株増加しております。

(3) 株主数 285,658名 (前事業年度末比 11,474名減)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日産自動車株式会社	506,620,577株	34.00%
三菱商事株式会社	137,682,876	9.24
三菱重工業株式会社	124,293,855	8.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	48,717,212	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	26,466,000	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,103,600	1.61
MHIオートモーティブ・キャピタル合同会社MMC株式運用匿名組合2	23,768,200	1.59
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	17,951,094	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	14,023,900	0.94
J P MORGAN CHASE BANK 385632	13,911,684	0.93

(注) 上記の持株比率は、自己株式(222,136株)を控除して計算しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (平成29年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長 (代表取締役)	カルロス ゴーン	日産自動車株式会社 取締役会長兼社長、最高経営責任者 ルノー 取締役会長兼社長兼最高経営責任者 ルノー・日産会社 取締役会長兼社長
取締役社長 (代表取締役)	益子 修	CEO
取締役	山下 光彦	副社長執行役員(開発、品質担当) CPLD
取締役	白地 浩三	副社長執行役員(海外事業、グローバルアフターセールス担当) CPO
取締役	池谷 光司	副社長執行役員(財務、経理担当) CFO
取締役(社外取締役)	坂本 春生	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役(社外取締役)	宮永 俊一	三菱重工業株式会社 取締役社長、CEO
取締役(社外取締役)	小林 健	三菱商事株式会社 取締役会長 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役
取締役(社外取締役)	伊佐山 建志	
取締役(社外取締役)	川口 均	日産自動車株式会社 専務執行役員、CSO
取締役(社外取締役)	軽部 博	日産自動車株式会社 常務執行役員
監査役(常勤)	中村 義和	
監査役(社外監査役)	永易 克典	株式会社三菱東京UFJ銀行 相談役 新日鐵住金株式会社 社外監査役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 三菱電機株式会社 社外取締役
監査役(社外監査役)	岩波 利光	日本電気株式会社 特別顧問
監査役(社外監査役)	竹岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士
監査役(社外監査役)	大庭 四志次	

- (注) 1. 山下光彦氏、白地浩三氏、池谷光司氏及び小林健氏は取締役に、大庭四志次氏は監査役に、それぞれ平成28年6月24日（第47回定時株主総会の会日）をもって就任いたしました。
2. 監査役福田滝太郎氏は、平成28年6月24日（第47回定時株主総会の会日）をもって辞任いたしました。
3. 取締役相川哲郎氏、春成敬氏、中尾龍吾氏、上杉雅勇氏、青砥修一氏、田畑豊氏及び佐々木幹夫氏は、平成28年6月24日（第47回定時株主総会の会日）をもって退任いたしました。
4. カロスゴーン氏、伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏は、平成28年12月14日（臨時株主総会の会日）をもって取締役に就任いたしました。
5. 取締役服部俊彦氏、安藤剛史氏及び新浪剛史氏は、平成28年12月14日（臨時株主総会の会日）をもって退任いたしました。なお、各氏の退任時における担当及び重要な兼職状況等は以下のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況等
取締役	服部 俊彦	専務執行役員 国内営業統括部門長
取締役	安藤 剛史	専務執行役員 生産統括部門長
取締役（社外取締役）	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 オリックス株式会社 社外取締役

6. 取締役坂本春生氏は、平成28年6月29日をもって、株式会社横浜銀行の社外取締役に退任いたしました。また、同氏は、平成28年9月29日をもって、テクノプロ・ホールディングス株式会社の社外取締役に就任いたしました。
7. 監査役永易克典氏は、平成28年6月29日をもって、三菱電機株式会社の社外取締役に就任いたしました。
8. 監査役永易克典氏は、金融機関における長年の職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役大庭四志次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 取締役坂本春生氏、伊佐山建志氏、監査役岩波利光氏、竹岡八重子氏及び大庭四志次氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間）

区分	定額報酬	
	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	21名 (8)	435百万円 (68)
監査役 （うち社外監査役）	6 (4)	90 (54)
合計	27	525

- (注) 1. 上表の員数には平成28年6月24日（第47回定時株主総会の会日）をもって退任した取締役7名（うち社外取締役1名）及び同日をもって辞任した監査役1名、並びに平成28年12月14日（臨時株主総会の会日）をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は年額20億円（うち社外取締役に2億円以内）であります。またこれとは別枠の、社外取締役を除く取締役への株式等関連報酬の限度額は、年額10億円であります。
（平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議）
なお、当事業年度に係る株式等関連報酬の支給はありません。
3. 監査役の報酬限度額は月額10百万円であります。
（平成26年6月25日開催の第45回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係 (平成29年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職状況	当社との関係
取締役	坂本 春生	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
	宮永 俊一	三菱重工株式会社 取締役社長、CEO	自動車部品の購入等の取引があります。
	小林 健	三菱商事株式会社 取締役会長	自動車の海外向け販売等の取引があります。
		日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
		三菱重工株式会社 社外取締役	自動車部品の購入等の取引があります。
	川口 均	日産自動車株式会社 専務執行役員、CSO	自動車のOEM供給等の取引があります。
	軽部 博	日産自動車株式会社 常務執行役員	自動車のOEM供給等の取引があります。
監査役	永易 克典	株式会社三菱東京UFJ銀行 相談役	銀行取引があります。
		新日鐵住金株式会社 社外監査役	自動車用鋼板の購入等の取引があります。
		株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
		麒麟ホールディングス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
		三菱電機株式会社 社外取締役	自動車部品の購入等の取引があります。
	岩波 利光	日本電気株式会社 特別顧問	システム開発の委託等の取引があります。
竹岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士	特筆すべき関係はありません。	

(注)平成28年12月14日をもって退任した社外役員の、退任時における当社と重要な兼職先との関係は以下のとおりであります。

区分	氏名	重要な兼職状況	当社との関係
取締役	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長	特筆すべき関係はありません。
		オリックス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	坂本春生	当事業年度開催の取締役会に18回開催のうち18回出席し、行政官として培われた見識や、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	宮永俊一	当事業年度開催の取締役会に18回開催のうち16回出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	新浪剛史	平成28年12月の退任まで、当事業年度開催の取締役会に12回開催のうち4回出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	小林健	平成28年6月の就任以来、当事業年度開催の取締役会に15回開催のうち14回出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	伊佐山建志	平成28年12月の就任以来、当事業年度開催の取締役会に6回開催のうち5回出席し、自動車事業における豊富な識見及び経験から発言を行っております。
	川口均	平成28年12月の就任以来、当事業年度開催の取締役会に6回開催のうち6回出席し、自動車事業における豊富な識見及び経験から発言を行っております。
	軽部博	平成28年12月の就任以来、当事業年度開催の取締役会に6回開催のうち6回出席し、自動車事業における豊富な識見及び経験から発言を行っております。
監査役	永易克典	当事業年度開催の取締役会に18回開催のうち14回、監査役会に13回開催のうち11回それぞれ出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	岩波利光	当事業年度開催の取締役会に18回開催のうち17回、監査役会に13回開催のうち13回それぞれ出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	竹岡八重子	当事業年度開催の取締役会に18回開催のうち17回、監査役会に13回開催のうち13回それぞれ出席し、弁護士としての専門的な観点から発言を行っております。
	大庭四志次	平成28年6月の就任以来、当事業年度開催の取締役会に15回開催のうち15回、監査役会に8回開催のうち8回それぞれ出席し、公認会計士としての専門的な観点から発言を行っております。

(注) 当社グループにおいて、「■(1)事業の経過及び成果」に記載のとおり、当社製車両の燃費試験における不正行為等の事実がありました。社外取締役及び社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

③ 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債及び純資産	
(資産の部)	1,484,413	(負債の部)	780,949
流動資産	971,401	流動負債	673,566
現金及び預金	556,836	支払手形及び買掛金	378,561
受取手形及び売掛金	164,761	電子記録債務	21,393
商品及び製品	118,195	短期借入金	15,069
仕掛品	19,695	長期借入金(1年以内に返済予定)	299
原材料及び貯蔵品	26,139	リース債務	989
短期貸付金	1,766	未払金及び未払費用	124,573
繰延税金資産	8,626	未払法人税等	26,485
その他	76,590	繰延税金負債	51
貸倒引当金	△1,209	製品保証引当金	45,512
固定資産	513,011	燃費試験関連連損失引当金	28,136
有形固定資産	(309,004)	その他	32,494
建物及び構築物	77,002	固定負債	107,383
機械装置及び運搬具	100,516	長期借入金	240
工具器具備品	22,349	リース債務	1,018
土地	89,925	繰延税金負債	24,583
建設仮勘定	19,210	退職給付に係る負債	41,593
無形固定資産	(22,939)	その他	39,946
無形固定資産	22,939	(純資産の部)	703,463
投資その他の資産	(181,068)	株主資本	765,381
投資有価証券	94,959	資本金	284,382
長期貸付金	21,615	資本剰余金	203,938
退職給付に係る資産	2,913	利益剰余金	277,281
繰延税金資産	7,311	自己株式	△220
その他	60,120	その他の包括利益累計額	△74,926
貸倒引当金	△5,853	その他有価証券評価差額金	7,480
合計	1,484,413	繰延ヘッジ損益	627
		為替換算調整勘定	△62,739
		退職給付に係る調整累計額	△20,295
		非支配株主持分	13,008
		合計	1,484,413

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,906,632
売上原価	1,581,273
売上総利益	325,359
販売費及び一般管理費	320,240
営業利益	5,118
営業外収益	(16,609)
受取利息・配当金	5,138
持分法による投資利益	10,969
その他	502
営業外費用	(12,783)
支払利息	1,208
外国為替差損	6,829
訴訟関連費用	1,205
その他	3,540
経常利益	8,944
特別利益	(5,538)
固定資産売却益	952
投資有価証券売却益	1,863
取用補償金	1,481
関係会社出資金売却益	809
その他	432
特別損失	(173,221)
固定資産除却損	2,073
減損損失	1,165
燃費試験関連損失	165,455
工場閉鎖損失	640
その他	3,886
税金等調整前当期純損失	158,738
法人税、住民税及び事業税	20,986
過年度法人税等	12,281
法人税等調整額	4,782
当期純損失	196,789
非支配株主に帰属する当期純利益	1,735
親会社株主に帰属する当期純損失	198,524

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債及び純資産	
(資産の部)	1,073,008	(負債の部)	532,580
流動資産	651,403	流動負債	507,700
現金及び預金	346,863	支払手形	841
受取手形	15	電子記録債務	21,393
売掛金	192,155	買掛金	315,398
製品	21,532	短期借入金	20,000
仕掛品	16,098	リース債務	839
原材料及び貯蔵品	12,314	未払金	61,850
前払費用	925	未払法人税等	862
短期貸付金	2,980	未払費用	3,362
繰延税金資産	4,104	預り金	10,236
未収入金	55,959	製品保証引当金	22,349
その他	12,068	燃費試験関連損失引当金	28,169
貸倒引当金	△13,614	その他	22,397
固定資産	421,604	固定負債	24,880
有形固定資産	(158,404)	リース債務	628
建物	35,570	預り保証金	1,800
構築物	6,248	退職給付引当金	2,196
機械装置	34,194	長期未払金	684
車両運搬具	1,545	繰延税金負債	8,632
工具器具備品	18,436	資産除去債務	3,683
土地	47,783	その他	7,253
建設仮勘定	14,626		
無形固定資産	(20,335)	(純資産の部)	540,427
無形固定資産	20,335	株主資本	532,985
投資その他の資産	(242,864)	資本金	284,382
投資有価証券	24,934	資本剰余金	203,938
関係会社株式	168,295	資本準備金	118,680
長期貸付金	17,601	その他資本剰余金	85,257
関係会社出資金	16,557	利益剰余金	44,885
保証金	5,936	利益準備金	6,097
長期前払費用	5,462	その他利益剰余金	38,787
その他	5,233	繰越利益剰余金	38,787
貸倒引当金	△1,156	自己株式	△220
		評価・換算差額等	7,442
		その他有価証券評価差額金	7,442
合計	1,073,008	合計	1,073,008

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,567,436
売上原価	1,442,311
売上総利益	125,124
販売費及び一般管理費	189,810
営業損失	64,685
営業外収益	(124,256)
受取利息・配当金	123,946
その他	310
営業外費用	(19,049)
支払利息	1,140
外国為替差損	14,208
その他	3,701
経常利益	40,521
特別利益	(5,839)
固定資産売却益	301
投資有価証券売却益	1,606
取用補償金	1,403
関係会社出資金売却益	224
その他	2,303
特別損失	(187,132)
固定資産除却損	1,441
燃費試験関連損失	167,195
関係会社出資金評価損	4,479
関係会社株式評価損	501
その他	13,515
税引前当期純損失	140,771
法人税、住民税及び事業税	8,794
法人税等調整額	7,822
当期純損失	157,387

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室橋陽二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野友裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安永千尋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱自動車工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 満夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室橋 陽二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安永 千尋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱自動車工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、以下の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (1) 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
- (2) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、技術センター及び製作所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、以下の方法に基づき、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

- (1) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

三菱自動車工業株式会社 監査役会

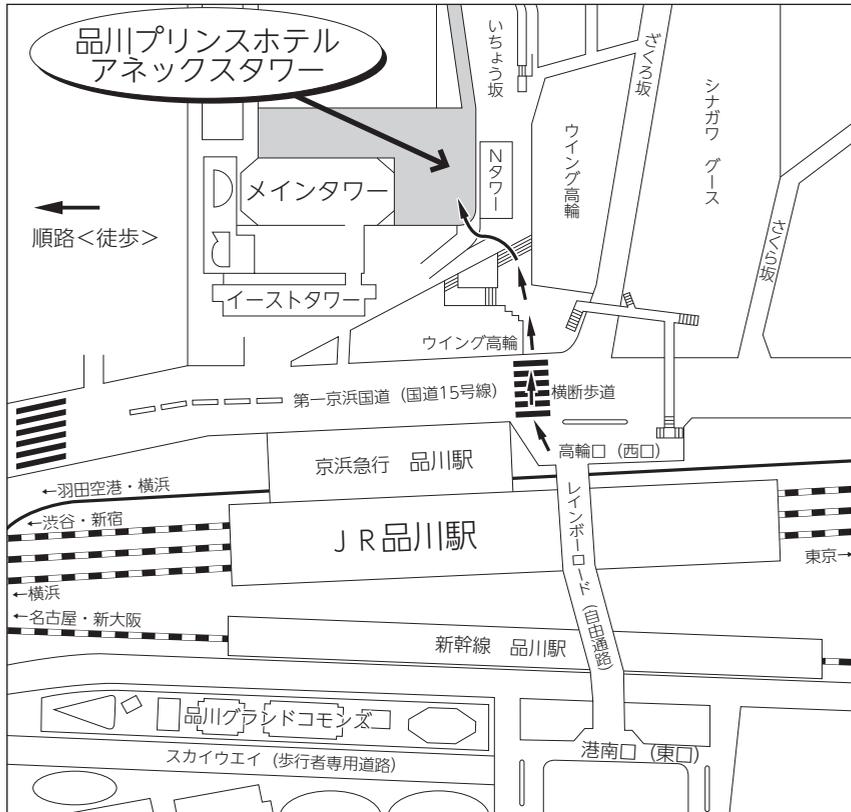
常勤監査役	中村義和	Ⓔ
社外監査役	永易克典	Ⓔ
社外監査役	岩波利光	Ⓔ
社外監査役	竹岡八重子	Ⓔ
社外監査役	大庭四志次	Ⓔ

以上

第48回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンズホール



交通

JR・京浜急行「品川駅」高輪口から徒歩約10分

1. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日午前9時から開場の予定です。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第48回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

■事業報告

会計監査人の状況	… 1
業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	… 3

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	… 9
連結注記表	…10

■計算書類

株主資本等変動計算書	…23
個別注記表	…24

三菱自動車工業株式会社

本内容は、法令及び当社定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しているものです。
(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/event/meeting.html>)

会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	232百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	375

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）、三菱・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）ほか3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む。）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当社会計監査人に対する平成28年度監査報酬は妥当と判断いたしました。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して計算書類等の英文翻訳の確認作業を委託し、その対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

6 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

(1) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(3) 処分理由

- ①新日本有限責任監査法人(以下「当該監査法人」という。)は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ②当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社も含めたグループ全体として、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理遵守のために行動規範の制定、組織体制構築、教育・研修を実施するほか、企業倫理に関する情報を吸い上げる内部通報窓口を設置するとともに、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
- ② 会社の経営を監視するために社外取締役を選任する。
- ③ 内部監査部門は、当社の業務遂行が法令、定款、社内規定等に違反していないかについて厳しく監査する。問題点が発見された場合は、関連する取締役等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
- ④ 取締役会の諮問機関として社外の有識者で構成される企業倫理委員会を設置し、当社の活動について「社外の目」で指導・助言をいただき一層の企業倫理遵守を図る。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務上のリスクについては、取締役会や常務会への付議・報告基準をそれぞれ取締役会規則、常務会規則において明確に定め、それに基づき運用する。
- ② 各部門等の組織単位でリスク管理の責任者を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図る。
- ③ リスク管理推進担当組織を設置し、全社的なリスク管理体制の整備・強化に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社的な経営計画を定め、その実現に向けた各機能組織の具体的な業務目標と執行方法を明確にし、取締役が定期的実施状況の報告を受け、経営効率の維持・向上を図る。
- ② 取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規則及び常務会規則等に基づき、取締役会や常務会の効率的な業務執行を行う。
- ③ 組織の指揮命令系統を一本化し、意思決定の迅速化と社内コミュニケーションの向上を図るとともに、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

(4)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規定等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定め、情報の重要度に応じて、作成方法、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法等を定め、適正に管理する。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規定等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
- ②当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務遂行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図る。
- ③当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努める。
- ④当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理業務規則その他の社内規定等に従った当社子会社の指導、管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図る。
- ⑤当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前又は事後の説明・報告が行われるよう関係会社管理業務規則その他の社内規定等を整備する。
- ⑥当社及び当社子会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規定等を整備する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補佐するための組織を設け、専任者を配置する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令を受けてその職務を遂行する。
- ②監査役を補佐するための専任者の人事異動については、事前に監査役の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査役が実施する。

(8)取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、当社の取締役会その他の重要な会議に出席する。
- ②経営、コンプライアンス等に係る当社及び当社子会社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
- ③当社及び当社子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(9) 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して直接又は間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を行い、また内部監査部門や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。なお、新経営体制の下、CEOを委員長、新設したグローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とした内部統制委員会にて運用状況のモニタリングと内部統制システムの改善、強化に努めており、さらに、「内部統制システム構築に関する基本方針」の見直しを検討しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社はグローバルリスクコントロール担当役員の下、各本部で任命されたコンプライアンス・オフィサーを通して法令、社内規定、社会規範等を遵守する取組みを浸透させる体制を構築・実践し、この体制の下、発生事案に対する再発防止策に取り組んでいます。また、コンプライアンス部、人事部門が中心となり、コンプライアンス教育や全社向けe-learningを実施しています。さらに、社員等からの通報や相談を適切に処理し、その情報を予防・是正・再発防止に活用するため、社員相談室及び外部ヘルプラインを設置・運用していません。
- ・取締役会は6名の社外取締役を含む11名で構成され、社外取締役は、それぞれの豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会における経営の意思決定及び個々の取締役の職務の執行をより客観的に監視・監督しています。
- ・独立性の確立とグローバル対応を含めた監査範囲の拡大、経営上の重要事項解決への支援、並びに経営上必要な調査対応への迅速化を図るため、CEO直下の監査本部にて監査を実施し、監査役、監査法人とも月次で情報の共有を図っています。
- ・なお、企業倫理委員会は当初の目的を終え、また当社のガバナンス体制の再構築が必要と判断したことから平成28年6月をもって終了しました。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、社内規則に基づき、関係会社を含む全社的なリスク管理推進担当組織を設置し、リスク調査や関係役員へのヒアリングを行い洗い出した全社的リスクに対して、担当する管理責任者を新たに決定しリスク低減の取組みを実施、取締役会等に報告を行っています。また、本部等組織単位でリスク管理責任者を任命し、担当業務に関わるリスクの洗い出しから低減に向けた活動を行っています。
- ・不測の事態の発生に備えて、社内規則に基づき、緊急時の対策本部組織及び対応要領を規定し、速やかに取締役等への情報伝達を行い、迅速で的確な対応ができる体制を整備し運用しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営効率の維持・向上を図るため社内規則に基づき、中長期経営計画及び年度経営計画を取締役会等で決議の上、定期的実施状況のフォローを行っています。また、意思決定の効率化と責任の明確化のため、各階層に対する詳細な権限委譲規定を制定しました。さらに、効率的な業務執行を行うため、機能毎に配した執行責任者の下、組織のフラット化と階層の簡素化を実施しました。

(4)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会関連文書等の情報の保管・保存について適正な管理を推進するために、社内規定に基づき文書の管理責任者を定め取締役会関連文書等の情報の保管・保存について適正な管理を推進しています。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、社内規定に基づき、それぞれの関係会社に対する第一次管理担当部門、及び全社横断的な管理を行う第二次管理担当部門を定めるとともに、生産、開発、購買、財務、IT等各機能部門がその役割に応じて第一次及び第二次管理担当部門をサポートする体制を整備し、関係会社に対して、その強化、発展及び合理化の促進のため様々な指導・管理を行っています。
- ・当社の第一次管理担当部門は、子会社の重要情報について当社へ適時適切な報告が行われるよう業務運営要領を整備し、これに則った運用を推進しています。
- ・当社は、財務報告の適正性を確保するため、社内規定に基づき、当社及び関係会社の体制整備、評価範囲、評価対象会社の評価状況、改善状況等のフォロー・取りまとめを行う専門の組織を設置し運用しています。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、社内規定に基づき、監査役の職務を補佐するための組織を設置し、他部署を兼務しない専任スタッフを配置しています。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補佐するための専任スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令により、その職務を遂行し、また専任スタッフの人事異動は監査役の同意の下で実施し、専任スタッフの人事評価は監査役が実施しています。

(8)取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・当社の監査役は、社内規定に基づき、当社の取締役会その他重要な会議に出席しています。
- ・当社は社内規定に基づき当社及び当社子会社の重要情報が確実に監査役に提供される体制を整備・運用しています。また法令に定める文書又は記録を監査役に提出するほか、監査役が必要と認めた文書又は記録の請求がある場合には速やかに対応しています。

(9) 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に対して直接又は、間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、これを社内規定に定めています。当社は、この規定をイントラネットに掲載し、当社及び当社子会社の役員への周知を図っています。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用に対応するため、監査役からの申請に基づき毎年度一定額の予算を確保しています。また、その後追加的に必要となった費用について請求があった場合も、当社が速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、年度監査計画に基づき取締役社長、COOとの定期的な意見交換を行うとともに、内部監査部門等及び会計監査人と定期ミーティングを実施する等の連携を図っております。また、監査役会とは別に、監査役特別監査活動を定期的実施しています。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、対応マニュアルを整備の上、全役員への周知を図っています。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	165,701	85,257	488,590	△220	739,328
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	118,680	118,680			237,361
剰余金の配当			△12,784		△12,784
親会社株主に帰属する 当期純損失			△198,524		△198,524
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	118,680	118,680	△211,309	△0	26,052
当連結会計年度期末残高	284,382	203,938	277,281	△220	765,381

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	4,429	542	△59,109	△14,043	△68,181	14,189	685,337	
当連結会計年度中の変動額								
新株の発行							237,361	
剰余金の配当							△12,784	
親会社株主に帰属する 当期純損失							△198,524	
自己株式の取得							△0	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	3,051	85	△3,629	△6,251	△6,744	△1,181	△7,926	
当連結会計年度変動額合計	3,051	85	△3,629	△6,251	△6,744	△1,181	18,126	
当連結会計年度期末残高	7,480	627	△62,739	△20,295	△74,926	13,008	703,463	

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 35社

主要な連結子会社の名称

関東三菱自動車販売株式会社、パジェロ製造株式会社、三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク、三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、三菱・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド、三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他

連結範囲の変更

エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス（ネザーランド）・ビー・ブイは清算により、当連結会計年度から連結子会社から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ピーティー・三菱・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア 他

連結の範囲から除いた理由

上記を含む非連結子会社等は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 20社

主要な会社等の名称

MMCダイヤモンドファイナンス株式会社、ジャトコ株式会社、三菱・モーターズ・ベトナム・カンパニー・リミテッド、广汽三菱汽车有限公司 他

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア 他

(関連会社)

ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・セールス・インドネシア 他

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社のうち決算日（12月31日）が連結決算日（3月31日）と異なる連結子会社は、3月31日に仮決算を行い連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ii) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法（特例処理した金利スワップを除く）

(iii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法又は定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、当社は見積耐用年数を使用し、国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっています。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としております。

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

③ 引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 製品保証引当金

当社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

在外連結子会社は、製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

(iii) 燃費試験関連損失引当金

燃費試験に関連した損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることが可能な金額を計上しています。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(i) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(ii) ヘッジ会計の方法

為替予約 繰延ヘッジ処理（予定取引に係るもの）

金利スワップ 繰延ヘッジ処理又は金融商品に関する会計基準に定める特例処理

(iii) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(iv) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(v) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
有形固定資産	24,713百万円
その他	2,312百万円
計	27,026百万円
② 担保に係る債務	
短期借入金及び長期借入金(含む1年以内に返済予定)	8,591百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	861,589百万円
(3) 保証債務	
保証先	
ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・セ	9,739百万円
ールス・インドネシア	
ピーシーエムエー・ルス・エルエルシー	2,705百万円
従業員	541百万円
その他	65百万円
計	13,052百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

燃費試験関連損失

燃費試験に関連したお客様、日産自動車株式会社及びサプライヤーへのお支払い費用並びに水島製作所の固定資産減損損失等です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,490,282,496株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,867	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	4,917	5.0	平成28年9月30日	平成28年12月2日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,450	5.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行い、また、必要な資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクや為替変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建て営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建て営業債務をネットしたポジションの一部について先物為替予約等を利用しヘッジしております。

投資有価証券は、その一部が市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払い期日であります。その一部には外貨建てのものがありますが、原則として外貨建て営業債権とポジションをネットして対応しております。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このうちの一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用することがあります。尚、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップ特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、当社グループ各社間における貸付金・借入金のうち、一部は為替変動リスクに晒されておりますが、その一部に対してデリバティブ取引をヘッジの手段として利用することがあります。

デリバティブ取引の執行・管理については、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
① 現金及び預金	556,836	556,836	－
② 受取手形及び売掛金	164,761	164,761	－
③ 投資有価証券	20,330	20,330	－
資産計	741,928	741,928	－
① 支払手形及び買掛金	378,561	378,561	－
② 電子記録債務	21,393	21,393	－
③ 短期借入金	15,069	15,069	－
④ 長期借入金	540	537	△2
⑤ 未払金及び未払費用	124,573	124,573	－
負債計	540,137	540,134	△2
デリバティブ取引(*)	100	100	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは正常営業循環過程による債権であり、主として短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- ① 支払手形及び買掛金、② 電子記録債務、③ 短期借入金、⑤ 未払金及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ④ 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金を含めて記載しております。

- (注) 2 非上場株式及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額 74,628百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	463円37銭
1株当たり当期純損失金額	164円11銭

8. 重要な後発事象に関する注記

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与

当社は、平成29年4月24日の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議しました。その概要は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の名称

三菱自動車工業株式会社第1回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。）5名 9,800個

上記対象となる者の人数は予定人数であり増減することがあります。また、新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(4) 新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、新株予約権 1 個当たりの払込金額 41,200円（以下「本払込金額」）を本新株予約権の 1 株当たりの公正価値で除して得られる数とします。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に本払込金額を乗じて得られる金額を本新株予約権の 1 株当たりの公正価値で除して得られる最大整数とします。以下、本新株予約権を行使した場合に当社が交付する当社普通株式の数を「割当株式数」といいます。

ここで、「本新株予約権の 1 株当たりの公正価値」とは、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ式により算定される数をいいます。

なお、本新株予約権は公正価値で発行されるものであり、有利発行には該当しません。

(5) 発行する新株予約権の総数

9,800個

新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 41,200円

新株予約権の割当てに際して、当社は、対象者が払い込む払込金額と同額の報酬を当該対象者に支給し、当該対象者が、払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされるものとします。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義します。）に割当株式数を乗じた額とします。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資する当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、1円とします。

(8) 新株予約権の権利行使期間

以下の①から③のうち最も早い日から2070年4月30日まで

- ① 2020年5月1日
- ② 当社の株主総会（株主総会決議が不要である場合、取締役会）が、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画を承認した場合、当該承認の日
- ③ 当社の株主総会（株主総会決議が不要である場合、取締役会）が、当社の事業のすべて若しくは実質的にすべてを譲渡する事業譲渡契約又は当社の事業のすべて若しくは実質的にすべてを承継会社に承継させる会社分割契約若しくは会社分割計画を承認した場合、当該承認の日

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとします。
- ② 本新株予約権の譲渡がなされた場合は、その後、本新株予約権者は、当該譲渡がなされた本新株予約権を行使することができないものとします。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合には、当該本新株予約権者の相続人は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによります。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(11) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

- ① 当社は、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない時は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 以下を承認する議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、無償で取得することができます。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画
 - (iv) 当社の発行する株式の全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社承認を要することについての定めを設ける定款変更
 - (v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更

(12) 新株予約権の譲渡制限

当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書において、本新株予約権の譲渡が禁止される旨の制限を付すものとします。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、当社の事業を承継会社に承継させる会社分割（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。この場合においては残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)「新株予約権の目的たる株式の数の算定方法」に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

以下に定める再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(a) 以下の(i)から(iii)のうち最も早い日又は(b)組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から2070年4月30日までとします。

(i) 2020年5月1日

(ii) 当社の株主総会（株主総会決議が不要である場合、取締役会）が、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画を承認した場合、当該承認の日

(iii) 当社の株主総会（株主総会決議が不要である場合、取締役会）が、当社の事業のすべて若しくは実質的にすべてを譲渡する事業譲渡契約又は当社の事業のすべて若しくは実質的にすべてを承継会社に承継させる会社分割契約若しくは会社分割計画を承認した場合、当該承認の日

- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(10)「新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額」に準じて決定します。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書において、新株予約権の譲渡が禁止される旨の制限を付すものとします。

- ⑧ 新株予約権の行使の条件

上記(9)「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

- ⑨ 組織再編行為を行う場合の新株予約権の交付

本項に準じて決定します。

- (14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しません。

- (16) 新株予約権の割当日

2017年7月14日

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当年度期首残高	165,701	-	85,257	85,257	4,818	210,238	215,057	△220	465,796	
当年度中の変動額										
新株の発行	118,680	118,680		118,680					237,361	
剰余金の配当					1,278	△14,063	△12,784		△12,784	
当期純損失						△157,387	△157,387		△157,387	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当年度中の変動額 (純額)										
当年度中の変動額合計	118,680	118,680	-	118,680	1,278	△171,450	△170,172	△0	67,189	
当年度期末残高	284,382	118,680	85,257	203,938	6,097	38,787	44,885	△220	532,985	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額 等 合計	
当年度期首残高	4,387	4,387	470,184
当年度中の変動額			
新株の発行			237,361
剰余金の配当			△12,784
当期純損失			△157,387
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当年度中の変動額 (純額)	3,054	3,054	3,054
当年度中の変動額合計	3,054	3,054	70,243
当年度期末残高	7,442	7,442	540,427

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数については、見積耐用年数を使用しており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・構築物

3年～60年

機械装置・車両運搬具

3年～17年

工具器具備品

2年～20年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年平均償却を採用しております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- ④長期前払費用
期間内均等償却を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金
製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。
- ③燃費試験関連損失引当金
燃費試験に関連した損失に備えるため、当年度末において合理的に見積ることが可能な金額を計上しています。
- ④退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (4) ヘッジ会計の方法
為替予約
繰延ヘッジ処理（予定取引に係るもの）
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- (6) 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

未収入金(注1)	1,247百万円
投資有価証券(注2)	46百万円

計	1,293百万円
---	----------

(注1) 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定しております。

(注2) 水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供しております。

なお当社において担保に係る債務はありません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 613,938百万円

- (3) 保証債務

保証先

ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・セー 9,739百万円
 ルス・インドネシア

ピーシーエムエー・ルス・エルエルシー 2,705百万円

従業員 541百万円

計	12,987百万円
---	-----------

- (4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 92,682百万円

長期金銭債権 17,600百万円

短期金銭債務 106,718百万円

長期金銭債務 428百万円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------|------------|
| 売上高 | 746,816百万円 |
| 仕入高 | 558,582百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 205,491百万円 |
- (2) 研究開発費の総額（販売費及び一般管理費） 57,679百万円
- (3) 燃費試験関連損失
燃費試験に関連したお客様、日産自動車株式会社及びサプライヤーへのお支払い費用並びに水島製作所の固定資産減損損失等です。
- (4) 減損損失
当年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
岡山県倉敷市	生産用資産	建物、機械装置、工具器具備品等	28,028
岩手県花巻市、 東京都青梅市	賃貸用資産	建物、構築物等	12
群馬県前橋市等 計5件	遊休資産	土地等	305

②資産のグルーピングの方法

生産用資産は車体生産工場単位とし、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っております。

③減損損失の認識に至った経緯

市場環境等の悪化により、一部の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としております。

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しており、他への売却等が実質困難な遊休資産については、正味売却価額を零として評価しております。

⑤減損損失の金額

減損損失28,345百万円は特別損失の「燃費試験関連損失」及び「その他」に計上しており、その主な内訳は次のとおりです。

建物	4,059百万円
構築物	1,210百万円
機械装置	13,088百万円
工具器具備品	9,066百万円
土地	276百万円
その他	644百万円
計	28,345百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	222,136株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	206,434百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,505百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,325百万円
関係会社株式等評価損否認	111,208百万円
買掛金（保証工事費用）	32,833百万円
製品保証引当金	6,790百万円
燃費試験関連損失引当金	8,416百万円
その他	27,656百万円
繰延税金資産小計	420,171百万円
評価性引当額	△416,066百万円
繰延税金資産合計	4,105百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,236百万円
その他	△5,396百万円
繰延税金負債合計	△8,633百万円
繰延税金資産の純額	△4,527百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	日産自動車(株)	直接 34.00 間接 0.00	役員の兼任、技術資源の相互共有等及び製品等の販売	第三者割当増資 (注) 1	237,361	-	-
主要株主	三菱商事(株) (注) 2	直接 13.99 間接 0.00	製品等の販売及び原材料の購入	製品等の販売 (注) 3	127,715	売掛金	15,942

(2) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ミツビシ・モーターズ (タイランド)・カンパニー・リミテッド	直接 100	製品等の販売及び製品等の購入	製品等の購入 (注) 4	444,829	買掛金	48,180
				受取配当金 (注) 5	102,270	-	-
				資金の借入 (注) 6	10,000	短期借入金	20,000
子会社	ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	直接 100	製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	171,660	売掛金	9,951
				貸倒引当金繰入 (注) 7	12,807	貸倒引当金	12,807
子会社	ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	直接 100	製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	142,703	売掛金	19,032
子会社	ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア	直接 51	資金の援助及び製品等の販売	資金の貸付 (注) 8	14,803	長期貸付金	17,044

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 第三者割当増資の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

(注) 2 平成28年10月20日付で、日産自動車(株)への第三者割当増資により、同社は関連当事者に該当しなくなりました。このため、取引金額は関連当事者に該当しなくなった時点の直前四半期末までの取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点の直前四半期末残高を記載しております。

(注) 3 製品等の販売価格については、市場価格、総原価を勘案し、検討・交渉の上決定しております。

(注) 4 製品等の購入価格については、提示された見積原価、現行製品等の価格及び各製品等の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定しております。

(注) 5 受取配当金については、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

(注) 6 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 7 ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インクの子会社の債権についても貸倒引当金を計上しております。

(注) 8 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

362円69銭

1株当たり当期純損失金額

130円11銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表8参照